

決議書及び要望書

宮城県市長会

決 議 書

宮 城 県 市 長 会

決議書提出先

【東日本大震災からの復旧・復興に関する特別決議】

復興大臣、復興庁宮城復興局

【新型コロナウイルス感染症対策について】

総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣

国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命大臣（規制改革）

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から10年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け、着実に歩みが進んでいる。

「集中復興期間（平成23年度～27年度）」、「第1期復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」の10年を通じ、地震・津波被災地域においては、国による大規模な公共投資は一段落し、本年3月9日に閣議決定された新たな復興の基本方針では、令和3年度～7年度の5年間は「第2期復興・創生期間」と位置付けられ、復興の総仕上げの段階とされている。

しかしながら、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、今後とも復興の進捗に応じ、財源を確実に措置すること。また、復興事業の加速化を進めているところであるが、今後は関連工事との工程調整等により復興・創生期間に完了しない一部のハード事業に加え、コミュニティの再生など新たなまちづくりの諸課題への継続した対応が必要なことから、被災規模や地域の実情に応じた復興まちづくりを実現するため、復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講ずること。
- (2) 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、国は、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。また、災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自

治体と協議の上、具体的な基準を明示すること。併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うとともに、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員による支援を継続すること。
- (2) 震災による PTSD を抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和4年度以降も全額国費による支援を継続すること。
- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (5) 被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性など、さまざまな課題が明らかとなったことから、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 農業集落排水事業の廃止に伴い滅失を行う施設について残存する債務の償還を免除する制度の創設を検討すること。
- (2) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（污水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、対応施設の早期完成、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (3) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、防災集団移転元地の土地利用を推進できる新たな補助制度を創設するなど、令和3年度以降の財政措置を検討すること。
- (4) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。

8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。

- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援に止まらず、国の責任において処分すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 国として原発被害をことさら福島県等に限定しないこと。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、国・県が主体となり、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、捕獲現場で解体作業に従事する地元猟友会の負担が大きくなっていることから、解体せずに処分可能な減量化処理施設設置への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスによる感染症については我が国でもワクチン接種が始まったものの、感染の収束は未だ見通せない状況にあり、国民生活に甚大な被害をもたらし続けている。

市民が日常生活を取り戻すためにも、医療・雇用・経済等の各分野における大胆かつ継続的、総合的な対策が必要であり、市町村が果たすべき役割は重要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

- (1)人口が集中する都市部においては、十分かつ迅速な接種機会確保のために要する経費が膨大なものとなることを踏まえ、必要な経費についてはその全額を国費で措置すること。
- (2)ワクチンの安定的な供給体制を確立すること。
- (3)自治体の実施体制を構築するために必要な情報について迅速かつ具体的に提供すること。
- (4)国民に対してワクチンに関する正確な情報提供を通じて接種勧奨をはかるとともに、国民の生命及び健康を守るために主体的に取り組むこと。
- (5)新型コロナウイルスワクチンの接種に関し、医療スタッフの確保等で自治体間に差が生じないように十分配慮すること。

2. 医療提供・検査体制の充実・強化

- (1)感染の封じ込めを行うためには、国・県・市町村間での情報共有が必須であることから、市町村への情報提供は速やかに行うこと。
- (2)新型コロナウイルスの院内感染リスクに関する過剰な報道により、医療機関が風評被害等により診療対応が不可能とならないよう、適正な報道の在り方について検討し、報道機関に対しコンプライアンスを遵守させること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症患者に対応している医療従事者が感染した場合、十分な補償を行うこと。

3. 医療資器材の確保等

- (1) 安全な医療提供体制維持のために、医療用マスクやガウン、手袋等の防護服や人工呼吸器等の医療用資器材が不足した場合、医療機関の求めに応じて必要な数量を確保できるようにすること。また、医療機関が医療用資器材を適正な価格で安定的に調達できるよう供給体制を確保すること。

特に感染症指定医療機関に対しては、優先的かつ安定的に必要な数が供給されるよう、万全の対策を講じること。

- (2) 救急搬送を担う救急隊等が使用するマスクや手指用消毒液、感染防止衣等の感染防止資器材については、これまで消防機関が調達し、隊員の感染防止策を講じてきたところであるが、感染拡大による対応の長期化に伴い、その経費が大きな負担となっていることから、感染防止資器材等の必要な数量確保のための財源措置を講じること。

4. 医療機関への財政支援

- (1) 感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院では、病棟の一部の病床を感染症患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用とせざるを得ず、また、新型コロナウイルス感染症患者を診療したことによる風評被害のため患者が減少し、大幅な減収となってしまう。

一方、最前線で新型コロナウイルス患者の治療に従事する医師、看護師に対し、処遇改善を目的として、診療報酬上の評価が3倍に引き上げられたが、減収分を補うには至らない状況である。入院患者を受け入れる病床の確保への財政支援など一定の措置が行われているところではあるが、地域医療の実情に応じた更なるきめ細やかな財政措置が必要となる。

よって、以下の点について特段の措置を講じること。

- ① 診療実績に応じた診療報酬の増額を十分に行うこと。
- ② 新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者を受け入れるにあたり、一般病床・療養病床を問わず、空床もしくは減少となった病床分の補填について、病床を整備した時点で訴求して財源措置を行うこと。

③医療職員への危険手当支給に対して財源措置を行うこと。

④診療材料等の価格高騰に対する助成を行うこと。

⑤新型コロナウイルス感染症患者のアセスメント外来における、診療報酬の十分な増額を行うこと。

(2) 地域における医療提供体制維持のため、感染拡大の影響に伴う外来患者の減少等により、経営状態が悪化している医療機関や公立病院の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

(3) 医療機関でのクラスター発生もある中、帰国者接触者外来や診療検査機関の医療機関PCR検査センターに従事する医師等は、感染リスクを負いながら検査・診療にあたっており、新型コロナウイルス感染症に罹患または濃厚接触者となり自院を休業とした場合の利益損失は大きい。

よって、新型コロナウイルス感染症抗原検査等実施に起因する新型コロナウイルス感染症罹患または濃厚接触者と判断された場合の自院休業補償について措置を講じること。

5. インフルエンザ予防接種費用の助成

新型コロナウイルス感染症のワクチンは16歳未満が接種対象外であり、治療薬については存在しない。地域の医療機関の負担軽減のために、インフルエンザの罹患者を減らし重症化を予防する必要がある。よって、任意接種となっている若年層のインフルエンザ予防接種費用の補助制度を創設すること。

6. 介護・福祉支援

(1) 新型コロナウイルスの感染が拡大する状況でも、社会機能の維持に必要不可欠なものとして業務を続けてきた児童福祉施設、保育施設、放課後児童クラブ等の職員に対し、医療従事者や介護サービス従事者と同様に、全額国費により慰労金を交付すること。

(2) 在宅介護家庭において、介護の担い手が新型コロナウイルスに感染した際の介護サービスについて、あらかじめ県が協力事業者を確保するなどサービス確保に努めるとともに、事例発生時に適切な対応を行うこと。

(3) 子育て世帯において、保護者が新型コロナウイルスに感染した際の対処について、児童相談所の機能を強化するなど体制の整備を進めるとともに、事例発生時に児童の受け入れなど適切な対応を行うこと。

7. 教育支援

- (1) 学校の臨時休業に伴い、児童館等で実施した放課後児童クラブ、学童保育に係る追加費用については、国の責任において財政措置を講じること。
- (2) 今般、文部科学省において、学級編制の弾力化（1クラス35人学級）を令和3年度から段階的に導入する方針が示されたことから、それに応じた教員を適正に配置すること。

8. 地域経済・雇用対策

- (1) 経済的に大打撃を受ける観光業、飲食業、旅客運送業等や中小企業や個人事業主への融資、助成や固定費負担の軽減措置などの大胆な支援策を引き続き講じること。支援事業の実施に当たっては、地方自治体や事業者等の現場の意見を踏まえ、弾力性が高く事務負担の少ない制度設計とすること。また、中小企業や個人事業主が、感染症の影響を乗り越えるために行う前向きな投資や、感染症防止対策への支援を拡充するとともに、休業支援金をはじめとする国の雇用施策について、支援制度の柔軟な運用と事業主への指導の強化のほか、労働者への周知徹底を図ること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」に該当し、地方自治体が家計・生活支援、事業主等への支援の観点から、住民・事業主に支給する給付金等について、所得税の非課税所得とすること。
- (3) 持続化給付金等、国が事業主及び労働者等の雇用維持への支援の観点から、助成する給付金等について、法人税等の非課税所得とすること。
- (4) 雇用の維持に係る相談支援体制等の強化、地方公共団体と連携した緊急雇用対策の実施など、雇用環境の改善へ向けた支援策を講じること。また、企業等への採用枠の維持や、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した企業説明会や面接会などの柔軟な環境づくりへの特段の配慮について継続的に働きかけること。
- (5) 地方公共団体以外の各事業者が、事業継続やコロナ収束後の誘客等を目的に、割増商品券や事前予約観光宿泊券等を発行する場合、資金決済に関する法律の規定により、商品券の使用期限が発行した日から6ヶ月を超えると法律の適用を受けることとなることから、今般の新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、適用除外となる使用期間を発行の日から1年に延長すること。
- (6) 畜産経営のセーフティネットである肉用牛肥育経営安定交付金事業（牛マルキン）について、新型コロナウイルス感染症による影響が収束するまで、交付金による補填額を10割とし、全額国が負担すること。

- (7) 利用者の減少により影響を受けているバスや離島航路などの地域公共交通事業者に対して、安定経営に向けた積極的な支援を講じること。
- (8) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う食料・飲料の運送に係るニーズの増加を踏まえ、タクシー事業者が道路運送法に基づく許可を受けた上で、有償で食料等を運送することが令和2年9月末まで特例的に認められた。県内においても、この特例措置の許可を受けて、デリバリー事業に多くのタクシー事業者が参入しており、また、この間、デリバリーや出前を活用するといった「新しい生活様式」が普及したことから、タクシー事業者による食料・飲食の運送ニーズが高いことが確認された。このような状況を踏まえ、10月から貨物自動車運送事業法の許可の取得や一定の安全管理等に係る措置を講じることが前提に、タクシー事業者が特例措置の期限後も食料・飲食の運送ができるように、貨物自動車運送事業法の新たな取扱いを整備したところである。しかしながら、貨物自動車運送事業法による許可申請においては、事務の負担や登録免許税といった新たな経費が発生し、許可申請を見送るタクシー事業者も多いことから、9月まで認められていた道路運送法に基づく特例措置の条件を引き続き講じるよう要望する。

9. 地方財源確保、自治体への財政措置

- (1) 地方交付税の財源である所得税、法人税等の減収が想定されることから、当該減収分については、国の責任において財源を補てんし、自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含めた確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種などの緊急対応策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、今後新たに必要となる地方負担についても、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。特に、長期化も見据えた対応として、令和3年度以降についても継続的な財政措置を講じること。
- (3) 令和3年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債について、地方公共団体において感染症対策に注力する体制が確保されるよう、その期限を令和4年度以降に延長すること。
- (4) 施設の利用キャンセルや利用自粛等が多数発生しており、公共施設を運営する地方自治体の入場料収入や施設使用料の事業収入が減少していることから、事業収入減

収に伴う地方自治体への財政支援措置を講じること。

- (5) 国においては、令和3年度当初予算は、いわゆる15か月予算の考え方により令和2年度の第三次補正予算と一体的に編成を行ったとしているが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和3年度当初予算には計上されていない。したがって、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が予想される中で、市民の生命と生活を守るとともに、地域経済が早期回復を果たすためには、今後も状況に応じた感染防止対策、事業者支援等が必要不可欠であることから、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による追加の財政措置を講じるとともに、基金積立要件を緩和するなど、柔軟かつ弾力的な運用を図ること。

10. その他

公平な課税等を行うため、各種給付金が課税所得とみなされる場合があることを鑑み、当該給付金については確定申告が必要であること等について、国民に対して一層の周知を図るとともに、給付金等の原資は税であることから、給付金等の原資は税であることから、各種給付金の受給者情報については、市町村と共有するなどの措置を講じること。

要 望 書

宮 城 県 市 長 会

要望事項提出先総括表

	要望・決議事項	頁	
国への要望	公共事業関係費の確実な確保について	1	
	SDGsの推進に係る支援について	3	
	社会保障・税番号制度の運用等に係る財政措置について	4	
	公共施設等適正管理推進事業の措置期間の延長について	5	
	森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて	6	
	国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について	7	
	地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について	8	
	松島基地周辺対策の促進について	9	
	最先端の情報通信基盤整備・導入への支援について	10	
	地域医療の充実について	11	
	生活困窮者自立支援法関係予算の充実について	14	
	国民健康保険制度の改善強化について	15	
	介護保険制度の充実について	17	
	医療・介護施設に係る財源措置及び医療・介護職員の確保について	19	
	医療費助成制度の充実強化について	20	
	骨髄バンクドナー助成制度について	21	
	保育施設の運営及び設置、維持管理等に係る国庫補助制度の拡充について	22	
	障害福祉サービス事業者等の不正防止対策等について	23	
	インフルエンザ定期予防接種の対象年齢拡大及び定期接種に係る財政措置について	24	
	一般廃棄物処理施設等の建設に係る財政支援について	25	
	GIGAスクール構想実現に係る各種支援について	26	
	学校施設等の整備に係る財源の確保について	27	
	特別支援教育の充実について	28	
	農林水産業におけるTPP11協定等の経済連携協定対策について	29	
	強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について	30	
	水産都市における諸課題への対応について	31	
	国際リニアコライダー(ILC)誘致への積極的な取組みについて	33	
	航空機燃料譲与税の交付額の拡充について	35	
	県内基幹交通網の整備について	36	
	みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	38	
	県央地域の交通網の整備について	40	
	県南地域の交通網の整備について	41	
	三陸沿岸部の道路交通網の整備について	42	
	仙台塩釜港(石巻港区)の整備促進について	43	
	一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について	44	
	河川に係る災害対策について	45	
	水道事業に対する財政支援の拡充等について	46	
	下水道事業高資本費対策の対象要件について	47	
	被災した個々の宅地の迅速な安全確保と早期復旧のための支援制度等の構築について	48	
	山間部への上水道普及に対する財政支援制度の創設について	49	
	県への要望	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	1
		新型コロナウイルス感染症対策について	4
		原子力防災対策の充実強化等について	7
		地域医療の充実について	8
		医療費助成制度の充実強化について	10
		骨髄バンクドナー助成制度について	11
		不登校児童生徒対策の充実強化等について	12
		強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について	13
		みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	14
国道398号の整備促進について		16	
県央地域の交通網の整備について		17	
県南地域の交通網の整備について		18	
三陸沿岸部の道路交通網の整備について		19	
仙台塩釜港(石巻港区)の整備促進について		20	
一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について		22	
宮城県における水道事業の広域化推進について	23		

※網掛は今回新たに要望する事項及び趣旨を新たにした要望事項

国への要望書

宮城県市長会 要望内容と提出先

要望事項	提出先	頁	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣	防衛大臣	（内閣府） （防災） 特命担当大臣	国土強靭化 推進大臣	（内閣府） （経済政策） 特命担当大臣	（内閣府） （規制改革） 特命担当大臣	（内閣府） （マイナンバー） 特命担当大臣	（内閣府） （地方創生） 特命担当大臣	（内閣府） （海洋政策） 特命担当大臣
公共事業関係費の確実な確保について		1									○			○	○					
SDGsの推進に係る支援について		3	○		○							○								○
社会保障・税番号制度の運用等に係る財政措置について		4	○			○	○	○											○	
公共施設等適正管理推進事業の措置期間の延長について		5	○			○														
森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて		6	○						○			○								
国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について		7	○	○				○												
地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について		8	○																	
松島基地周辺対策の促進について		9											○							
最先端の情報通信基盤整備・導入への支援について		10	○																	○
地域医療の充実について		11	○			○		○												
生活困窮者自立支援法関係予算の充実について		14						○												
国民健康保険制度の改善強化について		15						○												
介護保険制度の充実について		17						○												
医療・介護施設に係る財源措置及び医療・介護職員の確保について		19						○												
医療費助成制度の充実強化について		20						○												
骨髄バンクドナー助成制度について		21						○												
保育施設の運営及び設置、維持管理等に係る国庫補助制度の拡充について		22						○												
障害福祉サービス事業者等の不正防止対策等について		23						○												
インフルエンザ定期予防接種の対象年齢拡大及び定期接種に係る財政措置について		24						○												
一般廃棄物処理施設等の建設に係る財政支援について		25										○								
GIGAスクール構想実現に係る各種支援について		26					○													
学校施設等の整備に係る財源の確保について		27					○													
特別支援教育の充実について		28					○													
農林水産業におけるTPP11協定等の経済連携協定対策について		29							○											
強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について		30							○											
水産都市における諸課題への対応について		31							○	○		○								○
国際リニアコライダー(ILC)誘致への積極的な取組みについて		33					○													
航空機燃料譲与税の交付額の拡充について		35									○									
県内基幹交通網の整備について		36									○									
みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について		38									○									
県央地域の交通網の整備について		40									○									
県南地域の交通網の整備について		41									○									
三陸沿岸部の道路交通網の整備について		42									○									
仙台塩釜港(石巻港区)の整備促進について		43									○									
一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について		44									○									
河川に係る災害対策について		45									○									
水道事業に対する財政支援の拡充等について		46						○												
下水道事業高資本費対策の対象要件について		47						○												
被災した個々の宅地の迅速な安全確保と早期復旧のための支援制度等の構築について		48									○									
山間部への上水道普及に対する財政支援制度の創設について		49						○												

※網掛は今回新たに要望する事項及び趣旨を新たにした要望事項

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市においてさまざま対応せざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは 5 兆円規模の極めて低い水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風による大雨は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者 2 名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は 19,600 棟を越えるなど、幾多の生命と財産が失われ、今なお、多くの住民がかつての日常に戻れない生活を余儀なくされている。

国民の生命・財産の保護は、行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化する道路ストック・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。また、本県においては平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨で決壊した河川が令和元年東日本台風による大雨により再び決壊しており、原形復旧にとどまらない徹底的な改良復旧を図ることが求められるとともに、気候変動を踏まえた流域治水を強く推進していくことが重要になっている。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また、地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国土強靱化施策を総合的かつ計画的により一層強力な推進を図るため、公共事業関係費を当初予算ベースで平成 21 年度以前の 7~8 兆円規模に回復させ長期的・安定的に確保す

ること。

- 2 地方創生のため、地域の多様なニーズに対応する経済対策としての用途を限定しない補正予算を編成し、事業を推進すること。
- 3 災害に強い道路の構築など事前防災・減災対策を強力に推進するとともに、急速に老朽化が進行する道路施設等の予防的、計画的な修繕のために、老朽化対策費用について別枠で予算を確保すること。
- 4 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 5 越水・破堤した河川などリスクの高い危険個所について、緊急的かつ強力な防災・減災対策のため、堤防決壊の防止及び堤防のかさ上げ、河道掘削など原形復旧にとどまらない徹底的な改良復旧を図ること。
- 6 迅速な災害復旧及び災害の防止を徹底させるために、資機材の充足および地方整備局や河川国道事務所の人員体制の維持・充実を図ること。
- 7 予算概算決定等を公表する際に市への予算配分の目安を公表すること。
- 8 長期安定的な道路整備・管理が進められるよう東日本大震災の復興期間および防災・減災、国土強靱化緊急対策期間終了後も中長期視点により、継続・安定的な道路予算を確保するとともに、新たな財源の創設を検討すること。
- 9 防災・減災、国土強靱化が確実に発揮・推進されるよう、流域治水に向けた対策（雨水排水施設整備、宅地嵩上げ、田んぼダムなど）への新たな制度構築と財源を確保し、確実かつ早期にハード対策を進捗させるとともに、ソフト対策、流域対策の実施に向けた財政的・技術的な支援をすること。

SDG s の推進に係る支援について

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDG s）」は、2030年を期限とした国際社会全体の開発目標である。

国においても持続可能な開発目標（SDG s）推進本部を設置し、2018年6月には、国内29自治体を「SDG s 未来都市」として選定するとともに、本県においては、東松島市が被災地で唯一選定されたところである。

選定を受けて以来、東北地方で選定を受けた3市町による首長サミットの開催、市民への周知などを行っているが、今後さらに具体的な取組を進めるためには、一定の財政支援措置が必要不可欠である。

また、地方自治体として、今後SDG sを普及展開していくためには、その普及啓発活動に対する一定の支援策も求められる。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 SDG s 未来都市に選定された自治体に対する国庫補助メニュー拡充及び様々な主体的取組に対する交付金や地方交付税等により財政支援措置を強化すること。
- 2 SDG s の普及啓発に向けた取組を推進すること。

社会保障・税番号制度の運用等に係る財政措置について

社会保障・税番号制度の導入及び運用に係る財政措置については、平成26年度から平成28年度までの措置として社会保障・税番号制度システム整備費補助金が創設されたが、当該補助金は、対象システムや経費の範囲が限定されていたため、当該制度の影響により改修を余儀なくされたシステムであっても補助対象外となるケースや、自治体の規模、システムの類型別に上限額が設定されていたことにより所要額が補助限度額に収まらないケースが生じ、各自治体において多額の財政負担が生じている。

また、転入者の保育料算定に必要な前住所地の住民税情報の取得など円滑な事業遂行のため、子ども子育て支援システムの整備が必要となるが、社会保障・税制番号制度への対応のためのシステム整備等が補助対象となっておらず、自治体に財政負担が生じている。

さらに、情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ強化対策費補助金が措置されたところであるが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金と同様に、所要額が補助限度額に収まらず、多額の財政負担が生じている。

よって、社会保障・税番号制度の運用及び情報セキュリティ対策の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 社会保障・税番号制度の運用に起因するシステム改修については、全額国庫補助とすること。
- 2 子ども子育て支援システムを社会保障・税制番号制度システム整備費補助金の対象システムとし、平成27年度からのシステム改修等の経費に対して、各自治体の実情に応じた基準額で遡及適用すること。
- 3 情報セキュリティ対策については国の責任において万全の対策を講じ、自治体に新たな財政負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること。

公共施設等適正管理推進事業の措置期間の延長について

公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現していくためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、これらの取組を後押しするため、事業期間を平成27年度から3年間とした新たな地方債（公共施設最適化事業債）措置が創設された。

また、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、公共施設最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）に係る事業を追加するなどの内容を拡充した事業期間を平成29年度から令和3年度とした「公共施設等適正管理推進事業債」が創設され、平成30年度には長寿命化事業の対象を追加する等の拡充がなされた。

しかしながら、地方は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定し、さらに同計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定めるため、令和2年度までに「個別施設計画」を策定するものの、「個別施設計画」の策定後の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施については、多くの時間と費用を要すると見込まれる。

よって、地方の現況を鑑み、公共施設等適正管理推進事業の措置期間の延長等、公共施設等の適正管理の推進における必要かつ十分な財政支援を講じるよう要望する。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

森林環境税及び森林環境譲与税については、全国市長会として、「森林環境税については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとするなど、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な設計を進めること」を要望していた。また林野庁等でも「京都議定書」に基づく温室効果ガス削減目標の達成や、近年頻発する山地災害の防止、人口減少の克服と地方創生のより確実な実現に向けて、創設が議論されてきたところである。

これらを受けて令和元年度に創設された森林環境譲与税の譲与基準では、森林整備や担い手の育成、木材利用の促進や普及啓発の推進を目的として、全国に譲与される額の10分の5を私有林人工林面積で、10分の2を国勢調査の林業就業者数で、10分の3を国勢調査の人口で按分することとされた。

しかしながら、按分割合については森林環境の保全等を目的とした超過課税分の活用状況を参考に設定されたものであり、森林環境譲与税の配分に際しては今年度の実績を踏まえ、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるために真に効果的な活用に向けた再検討を行う必要がある。森林環境譲与税の効果が最大化されるよう私有林人工林面積、林業就業者に比重を置いた按分割合に見直しを行い、山間部等への配分を強化するよう要望する。

国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について

国は「民生委員・児童委員」「人権擁護委員」「行政相談委員」など、地域において、社会福祉の増進のための相談業務、人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚のための業務、行政サービスに関する意見、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談業務を担う職を、市町村からの諸手続きを経た上での推薦を受け委嘱している。

これらは法制度創設後、長い歴史を経て現在に至っている職であり、委員就任者はその職設置の目的に鑑み鋭意活動を行ってきたところであるが、制度発足時とは、取り巻く社会環境が大きく変化し、認知症高齢者への対応や児童虐待、ひきこもり、いじめの問題等、さらには東日本大震災以降、地域の絆の重要性が求められており、対応すべき問題が複雑多岐にわたる状況となっている。

こうした状況下にあるものの、年齢制限等の要件もあることから、各委員の持続的な人材確保に非常に苦慮している状況にある。

よって、全国的な委員の推薦事務の状況、課題を把握するとともに、持続的な人材確保を図るために、活動範囲の整理や制度及び活動の理解促進、活動費の更なる増額の検討等、活動環境の整備に向けた必要な措置を講じるよう要望する。

地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について

地上デジタル放送への移行に伴う国の支援として、共同受信施設（共聴組合）に対し、新規の施設整備と既存のアナログ設備改修を進めてきたが、既存のアナログ設備の改修では、国の補助制度上、アンテナの交換など必要最小限の改修しか認められなかったため、事業の対象外とされた既存ケーブル等が老朽化し、改修が必要な状況が生じている。

しかしながら、機器更新には多額の費用がかかることから、老朽化に伴う改修が進まない状況にある他、高齢化に伴い、共聴組合の加入世帯が減少し、維持管理費の負担増加も懸念されているところであり、災害情報を含めた生活情報の平等な情報享受の面で課題となっている。

よって、共同受信施設の老朽化に伴う機器更新費用並びに維持管理費用について、補助制度を確立すること。

松島基地周辺対策の促進について

航空自衛隊松島基地は、東日本大震災で被災したものの、現在はブルーインパルスが帰還し通常訓練に戻るとともに、引き続きF2戦闘機戦闘パイロットの最終訓練基地等として、国防の重要な任を担っている。

一方で、ブルーインパルスは市街地上空での訓練が避けられないとともに、F2戦闘機の騒音等の状況から、基地周辺の土地の利活用上の制約等もあるなど、市勢発展にも一定の影響を及ぼしている。

基地の安定使用には、周辺住民の松島基地に対する理解を得ることが重要であり、周辺地域の住民は、安全と福祉及び良好な生活環境を確保するための施策実施を切実に願っているところである。

よって、松島基地周辺対策に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する

。

記

- 1 航空自衛隊松島基地の所在に伴う民生安定施設の助成事業について、今後も当該助成を活用して整備を進めるに当たり、補助率割合の引き上げ、社会情勢の変化・要望等に対応できる用途等の拡大（放課後児童クラブ等）、施設活用の長寿化のための整備に資する改修対象経費の拡大、維持管理費に対する助成制度の創設及び確実な財源確保を講じること。
- 2 特定防衛施設周辺整備調整交付金について、被災地域及び合併市町村の実情に配慮した算定方法に改めること。また、ブルーインパルスの訓練は市街地上空での低空飛行による危険度等の特殊性を考慮し、同交付金の増額を講じること。
- 3 国有提供施設等所在市町村助成交付金について、非対象資産となっている土地、建物、工作物についても対象資産に含めること。また、同交付金が固定資産税の代替的性格を持つものであることから、固定資産税に相当する額を確保し、増額交付すること。

最先端の情報通信基盤整備・導入への支援について

令和2年7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、Society5.0時代のデジタル化、誰もが快適に活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会の実現に向けて、「国民生活の利便の向上」「効率化の追求」「安全・安心の追求」「データの資源化と最大活用」「人にやさしいデジタル化」を戦略の策定視点としている。

新たに第5世代移動通信システム（5G）が普及されることにより、デジタル行政の一部としてオンライン申請など、重要なライフラインの役割を担うことが予想される。「行政手続オンライン化を原則とする」「テレワーク等のさらなる推進」など、情報通信基盤の整った地域では活用が可能なものであるが、県内で行政面積が最も広い栗原市は山間部を多く抱え、電波受信感度が脆弱な地区に散在しているため、第5世代移動通信システム（5G）を普及させるに当たり、現在各携帯電話事業者等が設置している携帯電話基地局ではすべての地区をカバーできるものではなく、多くの基地局を増設する必要がある。

また、過疎地域においては、人口減少と少子高齢化が深刻化しており、担い手が不足している農業を始め介護や医療従事者の負担が増大し、「スマート農業」などロボットやAI等を活用した先端技術の導入による作業の自動化・省力化、自動運転による新たな移動支援等によって課題解決を図るためには、Society5.0の早期実現が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 都市と地方で基盤整備に格差が生じることのないよう、既存第4世代通信システム（4G）の安定した提供と、第5世代通信システム（5G）の早期導入を促進するため、全国5G事業者による5Gを軸とした山間部のインフラ整備に対して、地理的実情に合わせたネットワーク構築が推進されるよう、設備投資に係る補助を拡充して講ずること。
- 2 過疎地域等において、ローカル5G事業者がローカル5Gの導入により、人口減少と少子高齢化に伴う課題解決に資する取組を実施する場合は、積極的な導入・活用が促進されるよう、技術面や資金面などの幅広い支援を拡充して講ずること。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏毎に見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

よって、地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療を始めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。
- 3 自治体病院の経営安定化に繋がるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
- 4 平成15年度から病院事業債の繰出基準を2分の1に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3分の2に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。また、平成27年度より地方交付税の算定の基礎が許可病床数から稼働病床数に変更されたが、緊急時のバックアップ機能を維持するため、許可病床数を算定の基礎とすること。
- 5 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等

が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務付ける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。

また、「働き方改革」が叫ばれている中、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題と捉えた上で、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。

- 6 現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。
- 7 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにも関わらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急を実施すること。
- 8 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、算定条件である合計診療時間を段階的なものに改め、その区分に応じた算定額とすること。
- 9 自治体病院における電子カルテシステムの整備に伴うクラウド利用料などの情報処理費用に対する繰出金の制度化と交付税措置を講じること。
- 10 病床数の適正化（ダウンサイジング）を進めるため、同一病棟での混合病床に対応した看護師配置基準の特例が認められるように措置を講じること。
- 11 「地域医療構想」の実現に向け、再編・統合等の取組みを実施する自治体病院に対し、病床ダウンサイジングや、統廃合により病床を廃止する際の財政支援を実施することとしているが、更に、令和2年度中に予定されている「新公立病院改革ガイドライン」の改定に伴う再編・ネットワーク化や経営形態の見直しを強力に推進する観点から、民間譲渡を行う場合の既往債の繰上償還に対する借換債の措置、不良債務等の解消や退職手当の財源に対する措置、病院事業

債（特別分）の交付税措置の拡充など、必要な地方財政措置や支援策を創設・拡充すること。

- 12 医師会附属看護学校の卒業生の多くは、地元への定着率も高く、地域医療の充実に大きく貢献しており、地域医療の維持・確保にとって非常に重要であるが、人口減少や少子化の影響等により生徒数が減少するなど厳しい経営環境にあることから、看護学校を安定的・継続的に運営していくための財政措置の充実を図ること。

生活困窮者自立支援法関係予算の充実について

平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援事業のうち、生活困窮者が就労により自立した生活を目指す「就労準備支援事業」や、生活困窮者世帯の連鎖を断ち切るための「子どもの学習・生活支援事業」などの各種任意事業は、補助率が3分の2又は2分の1の補助事業となっている。

これらの事業は、国が4分の3を負担する必須事業である自立相談支援事業と一体的に取り組むことが必要であり、生活困窮者自立支援事業全体としての事業効果を着実に上げていくためには、国の責任において、十分な財政措置が継続して為されることが必要不可欠である。

よって、任意事業については、国庫補助率を4分の3に引き上げるとともに、国の責任において継続して必要な予算措置を行うよう要望する。

国民健康保険制度の改善強化について

国民健康保険は、他の医療保険に比べて被保険者に高齢者や低所得者が多く、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加とこれに伴う保険料（税）負担の増大等のため、その事業運営は極めて憂慮すべき状況にあり、市町村及び被保険者の負担も過重なものとなっている。

国においては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正等様々な取組みを進めており、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村と共同で事業を運営することとなったが、新たな運営体制においても、国民健康保険制度を堅持し、安定的かつ健全な運営を図るため、直面する諸課題の解決に向けて、その責任を果たすことが求められる。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。なお、こうした改革が実現するまでの間、地方自治体における国民健康保険制度の安定的運営を図るため、国の定率負担引き上げにより、更なる公費負担の拡大を図る等の支援措置を講じるとともに、制度改正を行うにあたっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担を招かないよう配慮すること。
- 2 国民健康保険の運営に支障を来さないよう、震災からの復興状況、地域経済情勢、被保険者の年齢構成等、市町村の個別事情に即応した国民健康保険関係予算の措置を講じること。
- 3 被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保険者への通報制度を確立し、マイナンバーによる情報提供ネットワークシステムを利用した資格の得喪処理を職権で行えるよう制度の改善を図ること。
- 4 世帯主が後期高齢者医療制度に移行することに伴い新たに国民健康保険被保険者となる被用者保険の被扶養者であった者及び非自発的失業者等に対する保険料の軽減・減

免措置に伴う財政負担については、全額財政措置を講じること。

- 5 特定健診・特定保健指導について、被保険者の健康寿命延伸のため、保健師等必要な人材確保と所要の財政措置を講じるとともに、レセプト・健診等のデータの活用等により保健事業に積極的に取り組む市町村を十分に支援するなど、保険者が行う保健事業への支援を充実すること。
- 6 地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金減額措置を廃止すること。
- 7 各種制度改正に伴う電算システム改修経費については、地方の財政負担を招かないよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 8 保険者努力支援制度及び財政安定化支援事業等に対する国庫負担の増額など、保険財政基盤強化措置を講じること。
- 9 国保料（税）の負担において、所得階層による負担率のひずみを是正するよう、制度の見直しを図ること。

介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者が増加の一途を辿っていることに伴い、給付費が増大し、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しが不可欠である。

よって、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、東日本大震災からの復興状況も踏まえながら、十分な財政措置を講じること。
- 2 財政支援が必要な保険者それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について見直しを行うなど、十分な財政措置を講じること。
- 3 介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬を設定するとともに、介護職員の処遇改善、介護人材の確保に向けて更なる措置を講じること。
- 4 介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤の整備について、必要な財政措置を講じること。
- 5 平成27年4月から公費による低所得者の保険料軽減制度が導入されたが、給付費の増加等による保険料の上昇傾向が今後も予想されるため、低所得者の実態を十分踏まえた上で、保険料や利用料の軽減策について、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、予防給付のうち訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に伴い、地域格差が生じることがないように、市町村が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう適切な支援を行うこと。
- 7 電算システム改修をはじめとした市町村による事務処理体制構築にかかる費用について

- 、地域の実情に配慮し、十分な財政措置を講じること。
- 8 国が定める標準的な所得段階別対象者の条件のうち、基準額より所得の低い者の条件から、「世帯の課税状況」を除き、本人所得のみを対象とすること。

医療・介護施設に係る財源措置及び医療・介護職員の確保について

団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年度問題に対応するため、医療や介護の提供体制を整え、地域における医療と介護の総合的確保が必要である。地域の中で安心して暮らし続けるためには、地域の医療と介護の提供体制が重要であるが、経営面のほかにも、全国的に医療・介護従事者が不足しており、その確保については早急に対応が必要な課題となっている。

このような中、各自治体は介護職員確保のため独自に助成金制度や研修制度等の取組を実施しているが、若年人口の減少も相まって、介護・福祉関連の職種は極めて求人が難しく、介護施設が必要とする介護職員の確保には至っていない状況である。また、地域医療を担う医療施設及び医療従事者を継続的に確保するための対策を講じる必要がある。

よって、医療・介護職員を確保し、地域社会における医療・介護の提供を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 介護保険サービスが必要な方々に対して適切に提供できるよう、現在実施されている介護職員の処遇改善等の更なる充実を図ること。特に高齢化及び人口減少が懸念される地域における介護職員の確保・定着に向け、その職員の養成施設の配置も含め、新たな措置を講じること。
- 2 地域医療計画に定める地域医療を担う医療施設の継続的な運営を財政的に支援するとともに、医師・看護師等の医療従事者の確保定着を図るための対策が行えるよう、財源措置を講じること。

医療費助成制度の充実強化について

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、独自に対象年齢を引き上げるなどの上乗せ助成が行われていることから、少子化対策に関する地域間格差が懸念される。制度にかかる費用については、本来の乳幼児医療費自己負担の5割、上乗せ助成部分は10割を市町村が負担しており、平成29年度からの宮城県の制度対象年齢の拡充も、各市町村が行っている上乗せ助成に比して十分なものとは言えず、依然として市町村の財政を圧迫している状況である。

また、母子・父子家庭医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

乳幼児医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付方式が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払い方式となっており、受給者にとって経済的負担となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 全国一律の「子どもの医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差のないよう少子化対策としての子どもの医療費への支援措置を国の責任において講じること。
- 2 国民健康保険に係る国庫負担金について、基本交付額から地方単独事業波及増額分を減額して交付する療養給付費負担金減額措置を廃止するなど、財政支援の充実を図ること。

骨髄バンクドナー助成制度について

厚生労働省において、白血病等の疾病の根治的治療法である造血幹細胞移植に用いるための骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業等については「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」によって適正な実施等について規定されており、同法第5条において、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の策定と実施する責務を有することが定められている。

現在、骨髄バンクドナー助成制度は47都道府県中26都府県で実施されており、ドナーの他、ドナーを雇用する企業に対して助成を行う自治体もある。

法の規定にもあるように、自治体が骨髄バンクドナー制度の推進を果たすべき役割を担っていることは十分認識しているが、厳しい財政状況の中、必要な財源を確保することは非常に困難である。

本県においては、個人への休業補償として助成を実施している市町村に対して、1/2を補助する制度が存在するが、今後、骨髄バンクドナーを社会全体で推進するためには、個人に対する休業補償のみならず、休業補償を行う事業者に対しても助成できる制度設計とすることが求められる。

よって、「骨髄バンクドナー助成制度」を全国で設立できるよう、ドナーへの助成、並びにドナーに対する休業補償を行う事業者への支援が可能となる補助金を交付すること。

保育施設の運営及び設置、維持管理等に係る国庫補助制度の拡充について

公立保育所の整備については、平成17年度まで次世代育成支援対策施設整備交付金による補助制度があったが、三位一体改革による一般財源化等により財政措置額が減となっている。また、施設改修等の整備にいたっては、交付税措置などの財源手立てはない。さらに、個別施設計画に基づく保育施設除却の際に発行する地方債には交付税措置はなく、全額地方負担となる。

また、公立保育所の維持管理に係る財政措置については、地方消費税交付金の増や、普通交付税の増などで補填されることとなっているが、そもそも普通交付税による財政措置が十分ではないため、今後、税収が豊かな地域との地方格差が広がる懸念がある。

公立保育所は、長年積み重ねてきた保育・子育てのノウハウや経験豊かな人材、地域におけるネットワークの活用など、公立保育所としての機能や特色を生かした子育て支援の拠点として、次世代育成の中心的役割を果たしていくものであり、加えて、人的・経費的に過重となる特別なニーズを持つ子どもへの事業を先導的・重点的に実施していくなど、地域福祉を担う公的機関としての役割も果たすものである。一方、民間の保育園等は、柔軟性・機動性を生かした保育サービスを提供していくことが可能である。公立と民間保育所がそれぞれの特性を十分に発揮し、効率的・効果的な保育所運営の実現を図るとともに、多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応することにより、保育サービス全体の充実とさらなる向上を図ることができる。

よって、公立保育所の整備やその運営について、地方負担の軽減を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 公立保育所の整備については、三位一体改革以前と同程度の財政措置を講じること。
- 2 公立保育所の運営にかかる普通交付税措置による財政措置については、実態に即した算定に努めるとともに、十分な財政措置を講じること。

障害福祉サービス事業者等の不正防止対策等について

障害福祉サービス事業者等の不正請求による不正利得の返還請求について、現行の制度では国や県の自立支援給付費負担金等に相当する額を一時的に市町村が負担（返還）し、事後的に事業者から返還を受けることとされている。

そのため、事業者が解散等により支払不能と判断される場合は、市町村はその債権を放棄しなければならない状況にあり、現行制度が続いた場合、福祉の現場を担う市町村の財政を悪化させることになりかねない。

また、障害福祉サービスの提供体制における人材不足等が課題とされている中、障害福祉サービスの充実を図るためには、多様な事業主体の参入により、需要に対応していくことが必要であると認識しているが、事業者が不正に利益を得るために当該制度を悪用する事態が多発すれば、制度自体に対する利用者及び住民の信頼が揺らぐことになりかねない。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 事業者の不正防止のため、必要な情報を確認・提供し、不正を未然に防ぐ対策を講じること。
- 2 事業者の不正請求による不正利得返還請求について、事業者が直接国・県へ返還する制度に変更するなど、法改正を含め市町村の負担が過大にならないよう措置を講ずること。

インフルエンザ定期予防接種の対象年齢拡大及び定期接種に係る財政措置について

18歳未満の子どもに係るインフルエンザ予防接種については、予防接種法に基づく定期接種の対象となっていない。そのため、接種者による自己負担や自治体が接種費用を独自で助成しており、その助成対象や助成額は宮城県内でも市町村ごとに異なっている。

18歳未満の子どもは、インフルエンザ脳症を引き起こす確率が多年齢と比べ高いことから、接種を希望する保護者も多いが、自治体の財政状況や希望者の経済状況によって、接種の機会に差が生じることが懸念される。このことから次代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支えるために、インフルエンザについても定期接種の対象とする必要がある。

また、令和2年10月から定期接種の対象とされたロタウイルス感染症の予防接種をはじめ、広く接種を促進していくことが望ましいとされていたワクチンが順次定期接種化されている。

定期予防接種に係る財源については、その一部が地方交付税で措置されてはいるものの、自治体は独自財源を活用しながら、住民の予防接種費用の負担軽減を図っており、定期接種対象の拡充に伴い、自治体の財政負担が増加しているため、国の責任において財源を全額国庫負担とすべきものとする。

よって、市町村が安定的に定期予防接種を実施し、必要とする人すべてが等しく接種できるよう、次の事項に特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 18歳未満の子供に係るインフルエンザ予防接種を予防接種法に基づく定期接種の対象とすること。
- 2 定期予防接種の拡充と接種費用に係る市町村の負担額は相互に関係していることから、国の責任において、定期予防接種に係る財源については、全額国庫負担とすること。

一般廃棄物処理施設等の建設に係る財政支援について

令和2年10月26日、第203回臨時会において内閣総理大臣より「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、国として脱炭素社会の実現に向けた取り組みが大きく強化されようとしている。

そのような中、全国に設置されているごみ焼却施設については、大気中の炭素濃度を上昇させる原因となる、化石燃料を原料とした従来型の施設が大きなウェイトを占めており、これらの施設を省エネルギー化、脱炭素化することは、カーボンニュートラルを実現する上で必要な取組であり、それを強力に推進するために国全体での取り組みが必要不可欠である。

一方で、地方自治体単独で一般財源を活用し、これらの施設を更新していくことは財政的に困難である。現在、環境省では一般廃棄物処理施設の整備に係る補助制度を設置しているものの、補助率は1/3であり、もともと事業費が大規模である当該取り組みにおいて、地方自治体の負担額が非常に大きなものとなっており、国のさらなる財政支援が必要不可欠である。

よって、政府の掲げる「2050年までのカーボンニュートラル実現」を強力に推進するため、地方自治体が取り組む、省エネ化・脱炭素化の実現が可能となるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 新たなごみ焼却施設を含めた一般廃棄物処理施設等の建設に係る費用について、現行制度のかさ上げを含めた財政支援の強化を図ること。
- 2 一般廃棄物処理施設等の建設を広域で行う場合には、補助率のかさ上げを行うなど、広域化推進の取り組みに対する財政支援を行うこと。

G I G Aスクール構想実現に係る各種支援について

文部科学省において「G I G Aスクール構想」事業が打ち出され、児童生徒1人1台端末の整備や校内通信ネットワークの整備が行われるが、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、令和5年度までに達成するとしていた端末整備のスケジュールの前倒し
がなされ、早期の環境整備がなされることとなった。

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる学校の臨時休業を受け、児童・生徒の学びの場を早急に確保することはもちろんであるが、優良な学習環境の維持のためには、定期的な機器の更新は避けられないものと考えている。

しかし、現行の補助制度は、今回の整備に限るものとなっており、今後の更新費用については、具体的な対策が明らかになっていない。

よって、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 更新費用については、今後想定される老朽化、製品寿命等に起因する更新、増設も補助対象とするなど、各自治体が継続的に機器等の環境整備が実施できるよう、特段の財政措置を講じること。
- 2 通信料や保守料に代表される維持管理経費についても、地方交付税の算入等ではなく、新たな補助制度を創設する等、各自治体の財政負担の軽減が実感できるようなものとする
こと。
- 3 「家庭学習のための通信機器整備支援」について、月々発生する通信料の軽減策として、補助制度の創設及び通信事業者への協力要請を講じること。

学校施設等の整備に係る財源の確保について

公立小中学校の施設整備については、老朽化した校舎の長寿命化や児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の改善など、様々な課題への対応が求められている。

特に、昨今、記録的な猛暑が続き、児童生徒の熱中症予防や学習効果の向上を図るためには、学校施設への空調設備設置を早急に進めることが求められている。

そのような中、国では、平成25年度に国庫補助事業の改善として「長寿命化改良事業」を創設し、平成30年度第1次補正予算において、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を設けたところである。

しかしながら、近年、国の公立学校施設の改修・整備に係る交付金は大幅に減少しており、多くの自治体で事業採択が見送られている状況にある。また、学習等供用施設等の公共施設についても老朽化が進んでおり、大規模改修計画に沿った長期にわたる計画的修繕が必要な状況にある。近年、大規模災害等が多く発生しており、学校と同様に災害時には避難所として活用される施設が多くあり、また、日ごろは地域活動の拠点としても欠かせない施設となっているため、早急な改修が必要となる。

多額の経費を要する学校施設等の整備を自治体単独で継続的に実施していくことは困難であり、国の財政支援は必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 学校施設の整備に係る必要な財源を確保し、確実な財政措置を講じること。
- 2 学校施設の整備に係る国庫負担金・交付金の算定基準単価が実勢の建築単価と大きく乖離していることから、実勢価格に見合った算定基準単価へ見直しを図ること。
- 3 学習等供用施設等の公共施設の早期改修に必要な財源を確保し、確実に財政措置を講じること。
- 4 財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースを活用した整備についての補助制度を新設すること。
- 5 空調設備設置後のランニングコストや、今後も必要となる設備の更新等についても、必要な財政措置を講じること。

特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。加えて、通常の学級における発達障害児の増加に伴い、特別支援教育支援員の必要性は増しているが、国の財政措置（地方交付税）による人員の配置は、地域の財政状況により異なり、自治体によっては十分図られていない現状にある。

加えて特別な教育的支援を必要とする児童への医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割は、小・中学校において年々重要さが増してきている。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人一人にきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 小・中学校の特別支援学級における学級編制基準の見直しを行うこと。
- 2 特別支援教育支援員について、国庫補助制度の創設や国又は県による人的配置を検討すること。
- 3 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。
- 4 小・中学校に通級指導教室を設置できるよう、通級指導に係る基礎定数の改善を図ること。

農林水産業におけるTPP11協定等の経済連携協定対策について

日本など11か国が参加するTPP11協定が、平成30年12月に発効され、また、平成31年2月の日EU経済連携協定の発効、さらに令和元年10月の日米貿易協定の署名など、これまで21の国・地域と18の経済連携協定（EPA・FTA）が発行・署名となった。

このような状況において、食料の安定的な供給に貢献してきた本県の農林水産業は、国際的な厳しい競争に直面することとなり、多くの農林水産業者は継続的な経営に対し大きな不安を抱え、先行きに対する懸念も増大している。

よって、TPP11協定等の経済連携協定の発効が地方経済の再生や農林水産業の成長産業化へ直結するものとなるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 政策大綱に記載されている国際的競争力の強化、経営力強化や収益拡大に向け、農地整備における生産基盤の充実を図るなど、生産現場の意見を取り入れた総合的な国内対策について、十分な予算を確保するとともに地方公共団体が負担する財源に対し地方交付税措置の嵩上げや財政力指数に応じた新たな措置を講じるなど、農林水産業の成長産業化を着実に進めること。
- 2 地域経済や国民生活全般に与える影響について、継続して把握・分析を行うとともに、長期的な担い手の育成や生産基盤の整備など、施策の一層の充実強化を図り、地域の農林水産業が持続的に維持及び発展できるよう万全の対策を講じること。
- 3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（通称：畜産クラスター事業）について、事務の簡素化、年間スケジュールの提示を図るとともに、畜舎等の建設に伴う用地造成や付帯設備を補助対象に加えるなど、関税の引き下げで輸入品と競合が懸念される畜産業への不安が十分に払拭され、生産者が実施しやすい制度に改善すること。

強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。また、平成29年には大崎地域の「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、世界農業遺産に認定され、世界に誇る地域資源を未来につなぐ取り組みを行っているところである。

今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。とりわけ、農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算における安定的な財源の確保を要望する。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し且つ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

今後、強い農業づくりを推進する上で生産環境の整備とともに鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、国が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握に努め、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施するよう要望する。

水産都市における諸課題への対応について

四方を海に囲まれた我が国において、水産物の安定供給を図ることは、健康で充実した国民生活を維持するとともに、食料自給率の向上を図る上からも極めて重要な課題であり、主要水産都市は、水産業の振興に積極的に取り組んできたところである。

このような中、水産業を取り巻く状況は、資源の悪化による漁獲量の減少、漁業従事者の高齢化、担い手不足など国内外の諸要因に大きく影響され、一段と厳しい状況にあり、早急な対応が必要である。

全国の水産都市においては、少子高齢化、人口減少社会の進行により、生産年齢人口が減少し、慢性的な労働力不足となっている。とりわけ、東日本大震災後、被災地では労働力の流出の影響が大きく、漁船漁業の分野においては、漁船乗組員の新規就業者の確保と離職率の抑制が課題となっている。また、水産加工業の分野においては、施設を再建しても稼働率が低迷するなど復旧・復興の足かせとなっており、技能実習生や特定技能の外国人材の安定的な受入が必須となっている。水産加工品の原材料についても、世界的な需要増や国内水揚げ量の減少により魚価高が継続している。加えて、海外からの輸入においては円安の影響を受けた場合、原材料調達が困難になり経営難に陥ることとなる。

また、このような中で、東日本大震災で被災した水産加工業者が自社施設の復旧のために受けた融資の据置期間終了による返済が水産加工業者の経営に大きな影響を与えている。

東日本大震災により災害から命を守るための多くの教訓を得たが、魚市場に上場、存置された魚介類への補償制度がないことから、津波による避難勧告・指示発令時において、魚市場関係者が迅速な避難行動をとる妨げになっている。

資源の悪化や地球温暖化による海洋環境の変化などにより、我が国における漁業生産が長期連続的に減少し、水揚げが不安定化する中、産地魚市場の経営は厳しさを増している。加えて近年は食の安全・安心が求められ、また、国を挙げて農林水産物の輸出を推進している中、産地魚市場においては、一層の高度衛生管理への対応が求められている。これらの条件が卸売機関の経営圧迫の要因となってきており、その経営安定のための支援が必要となっている。

海洋プラスチックを含む海洋ごみについては、国際的な関心が高まっており、海洋生態

系の保全や水産資源の持続可能な利用を図っていく上で、対策が必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 遠洋・沖合漁業に従事する漁船乗組員の福利厚生及び新規就業者の確保に資するよう、低廉な定額料金による海上高速通信サービスの更なる高度化・普及に努めること。
- 2 世界的な水産物需要の増大により、加工用原料の確保が困難になっていることから、原料価格の高騰等により利益率が低下する場合に融資を受けやすくなるよう認定条件を見直すなど融資制度の充実を図ること。
- 3 水産資源の減少や販路回復の遅れなどにより、水産加工業者の本格的復興に予想以上の時間を要している中で、施設復旧のために受けた既存融資制度における返済猶予期間が終了することから、当該期間の延長等実情に沿った支援策を講じること。
- 4 津波による避難勧告・指示発令時並びに津波襲来時において、関係者が安心して避難行動をとることができるよう、魚市場に上場、存置された魚介類の滅失、損傷、価値低下等に対する救済措置の創設を図ること。
- 5 産地魚市場は、資源悪化や地球温暖化などにより取扱数量・金額が漸減傾向にある一方で、マーケットが求める高度衛生管理を維持するための運営コストの増加が課題となっていることから、高度衛生管理のための掛り増し経費に着目した卸売機関に対する新たな補助制度の創設や、開設者として市場施設の維持管理を担う自治体に対する財政支援を行うとともに、災害級の不漁などの事態にあっては、卸売機関の経営に対する緊急的な支援を講じること。
- 6 漁場機能の維持・回復に向け、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理、水産都市の漂流・漂着・海洋ごみ対策に係る財政措置を拡充し、漁具の適正な使用・管理を漁業者に指導するとともに、漁具等の持ち帰りやりサイクル技術の開発・普及を促進すること。

国際リニアコライダー（ILC）誘致への積極的な取組みについて

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国の実現や、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興にも大きく寄与するものである。

また、ILCの誘致実現により、世界最先端の研究を行う多くの人材の参集、国際学術研究都市の形成、被災地を含む東北全体での新産業創出及び技術革新のほか、科学技術分野での教育水準の向上等により世界に拓かれた地方創生の実現が期待されている。

このような中、昨年2月20日に米国で開催されたICFA及びLCB（リニアコライダー国際推進委員会）の合同会議において、文部科学省から「関心を持って米欧との意見交換を実施する。」とした政府見解が表明され、同年6月19日に公表された「欧州素粒子物理戦略」では、ILC計画への協力姿勢が明確化されたところである。

今後は次のステージである政府間による国際分担案の協議開始に向けて、KEK国際ワーキンググループによる経費負担を含む国際的な役割分担の協議進展が焦点となっている。

加えて、ILC計画の建設準備期間の移行に向け、同年8月2日にはKEKをホストとする「国際推進チーム」が設立され、これを踏まえ同月6日には、ILCの受入環境整備等に係る検討を具体的に進めるため、建設候補地周辺の宮城県や本市を含む関係自治体、研究者等で構成する「東北ILC事業推進センター」が設立されたところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 ILC計画を主導する立場として、各国との経費分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指し、ILCの確実な誘致実現を図ること。
- 2 ILC誘致実現に向けた政産官学及び地域社会での様々な取組を海外政府に情報発信の強化をすること。
- 3 ILC計画を我が国の科学技術の進展、さらには国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、国土強靱化、地

方創生等の柱に位置付けること。

航空機燃料譲与税の交付額の拡充について

平成25年7月に民活空港運営法が施行され、平成28年7月に仙台空港において空港運営の民営化が実現した。これに伴い、民間の資金や経営能力を用いた滑走路及び空港ビルの一体的運営により、効率と収益性を高め、原則一律とされた着陸料も低廉化が図られるほか、就航路線の拡大、さらには東北全域の地域活性化が期待されるなど、官民を挙げた一層の利用促進策がとられることとなっている。

他方、空港が所在する自治体では、従前から空港周辺地域における航空機の騒音防止等の環境対策に努めてきたところだが、今般の仙台空港の運用時間24時間化などの機能拡充に伴い、就航便数の増による空港の活性化が、空港所在自治体に対し、これまで以上に環境対策上の負担を強いることが懸念される。

よって、空港所在自治体が、空港周辺地域における環境対策を十分に講じることができるよう、その貴重な財源となる航空機燃料譲与税交付額の拡充に向けた見直しを行うよう要望する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による航空需要の低迷に伴い、当該譲与税の大幅な減収が今後も続くことが予想されることから、継続的に空港周辺地域の環境整備を図るための財源を確保できるよう特段の財政措置を要望する。

県内基幹交通網の整備について

国道4号は、東日本大震災時、東北縦貫自動車道やJR東北本線・東北新幹線が不通となる中、首都圏への唯一の幹線道路として大きな役割を果たしたが、工業団地への企業進出等による慢性的な交通渋滞はもとより、冬季間にあっては降雪等に起因する東北縦貫自動車道の度重なる通行止めによる渋滞が生じており、当該路線の渋滞が円滑な住民生活、産業活動及び経済活動の阻害となっている。

また、道路法の改正が行われ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため重要物流道路の制度が創設され、平成31年4月に1次指定がなされたことにより、さらなる物流生産性の向上が期待されている。

東日本大震災において緊急輸送路として重要な役割を果たした国道47号は山形県境付近において道路未改良区間が存在しており、防災機能を高めた整備が求められている。

国道108号は、既に事業着手し一部完成供用されている新庄酒田道路と接続することにより、災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担い、沿線地域に住む者にとっての「命の道」として広域的な防災機能を持つ重要な路線であるとともに、太平洋側の三陸復興国立公園と日本海側の最上川等の観光地を連絡することによる新たな広域観光圏の形成、さらに石巻港と酒田港が連結することによる物流ネットワークの形成等、地域活性化へ大きく寄与する路線であり、早期の実現が求められている。

いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、平常時・災害時を問わず安定的な輸送の確保が必要な路線であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道4号の4車線拡幅の未事業区間（白石地区・荒谷地区）については早期の事業化を図るとともに、事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）については早期供用を図ること。

- 2 緊急輸送路である国道47号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算の別枠で実施すること。
- 3 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道108号古川東バイパス について着実に事業を推進するとともに、国道108号石巻河南道路については、早期整備に向け調査・検討を推進すること。
- 4 東日本大震災により壊滅的な打撃を受けた三陸沿岸地域の復興と今後の防災対策として、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、地域高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。
- 5 広域道路交通計画の策定及び重要物流道路の追加指定は、ネットワークの見直しを含め、自治体の意見を聞きながら検討すること。また、物流上重要な道路については、事業中、計画中の路線も含めて確実に指定した上で、指定されたネットワークを中心に機能強化や整備の重点支援を行うこと。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本である。加えて、富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられたこともあり、その重要性はますます大きくなっている。

現在、Ⅲ期区間（佐沼工区）については、復興財源により加速度的に重点的な整備が行われており、通常事業として連結許可された、みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジについては、平成30年度に事業着手したところであるが、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

一方、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫自動車道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特に、Ⅴ期区間（北方バイパス区間）の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られ、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする（仮称）栗原インターチェンジの早期整備を図ること。

- 2 県北地域の高速交通体系におけるミッシングリンクの解消に向け、V期区間（北方バイパス区間）の整備について早期事業化を図ること。
- 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に対して重点的な予算配分を図ること。

県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている

。

特に、仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格道路であり、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路であることから、暫定2車線区間である仙台北部道路「富谷JCT～利府しらかし台IC」区間の整備促進及び全区間の4車線化を早期に実現し、また、富谷ジャンクションのフルジャンクション化に向けて、早期に事業化するよう求めるものである。

県南地域の交通網の整備について

県南地域は、山形県、福島県と県境を接し、交通の要衝として、藩政時代より南の玄関口として栄えている。また、東北で唯一の国管理空港である仙台空港を有することから、本県のみならず、東北の玄関口としてその存在感は増している。しかしながら、日本海側での大規模災害による被災に対して、仙台空港と日本海側を結ぶ緊急輸送路が脆弱である。

また、令和元年に発生した東日本台風では、県南地域の各地において、河川の氾濫や道路の寸断が発生し、住民生活に多大なる被害をもたらしており、今なお、復旧工事に努めているところである。したがって、災害時における緊急避難路や救援・救護道路の整備の観点からも、県南地域の交通網の整備が求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北の太平洋側の輸送の要である仙台空港と東北縦貫自動車道を直結する緊急輸送路について、災害時における迅速な緊急支援物資の輸送が期待されることから、国の直轄事業として早急に取り組むこと。
- 2 東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する広域道路（交流促進型）を地域高規格道路として、早期に整備すること。また、環太平洋経済圏と環日本海経済圏の交流促進を図るため、新潟、山形、宮城及び福島の各県を結ぶ国道113号を早期に整備すること。併せて、国道113号と一般県道佐倉北郷線の交差部が円滑に通行が可能できるとなるよう改良を行うこと。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成23年3月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道284号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道284号は、平成31年4月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「平泉の文化遺産」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたリダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

県最北端に位置する唐桑地区では、東日本大震災の際に至る所で道路が寸断され、長期間孤立状態が続くなど、災害時や緊急時の輸送路・搬送路に関して、常に交通上の支障の発生が危惧されることから、唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化が強く望まれている。

また、この未整備区間においては、これまでもたびたび雪による通行止めや昨年4月に発生した国道45号の法面崩落事故に伴う渋滞など、事故や災害のたびに通行に大きな支障が生じており、全面改良を前提とした待避所の設置などの対策工事が、安全・安心な地域の生活路線の確保として、喫緊の課題となっている。よって、国道284号の高規格化の早期実現を図ること。

仙台塩釜港（石巻港区）の整備促進について

仙台塩釜港（石巻港区）は、東北地方における紙・パルプ、木材、飼料等の生産、供給拠点であり、本県北部の産業振興に大きく寄与するとともに、石巻圏域の雇用を支える重要な場所である。

震災以降、石巻地域をはじめとした本県沿岸部の人口減少は著しく、特に若者の首都圏及び仙台圏への流出が大きな課題となっている。若者の流出抑制には、雇用の安定した維持・確保が必要であり、地域経済の拠点である石巻港区に立地する企業各社が競争力を強化し、更なる成長を果たしていくためには、港湾機能の一層の強化が必要不可欠である。

また、震災を教訓とし、全ての方々が安心して港を利用するための環境整備のほか、有事の際には、防災拠点としての機能を併せ持つ「災害に強いみなとづくり」の実現が重要である。

さらに、地域経済の活性化と交流人口の拡大に繋がるクルーズ船の誘致は、地方創生を推進する重要な手段の一つであるが、新型コロナウイルス感染拡大によるクルーズ船の運航中止が相次ぎ、当地域への訪日観光客は大幅に減少していることから、事態収束後には、特に大きな打撃を受けた観光産業を早期に復活させるため、これまで以上にクルーズ船の誘致活動を推進するとともに、受入環境の整備が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 仙台塩釜港（石巻港区）と企業各社が更なる発展を遂げるため、港湾整備に必要な予算を確保すること。
- 2 雲雀野地区港内静穏度の更なる向上に向けた南防波堤の整備を推進すること。
- 3 大規模災害時の物資輸送機能など、緊急時に港湾が担う役割は重要であることから、防災拠点としての機能確保（耐震化）及び、今後の取扱貨物やクルーズ船需要の高まりに伴う岸壁利用の混在解消を目的として、雲雀野地区への新たな岸壁整備に向けた検討を行うこと。
- 4 新型コロナウイルス収束後のインバウンド（クルーズ船）誘致に向けた支援を行うこと。

一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について

治水は、市民の生命、財産を守る上で最も重要な施策であり、安全・安心な地域づくりに欠くことができない。

迫川流域の治水対策は、昭和7年に着手し、長沼ダム整備事業を基幹として着実に整備が進められているものの、平成14年7月の台風6号の集中豪雨では、二迫川は堤防決壊、迫川は堤防越流するなど、周辺家屋や農地への洪水被害は甚大であった。

近年、台風の大型化や気候変動の影響を受け、大雨による河川氾濫や浸水などが増加傾向にあり、最近では、平成21年10月の台風18号や平成25年7月の集中豪雨、さらには、平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年10月の令和元年東日本台風による大雨により甚大な被害が発生し、住民の生活及び事業者の活動にも多大な影響を及ぼした。

今後さらに発生する集中豪雨などの自然災害に対処するため、長沼ダムが供用を開始し、その機能が十分発揮されたことを受け、その上流域全般の河川を「迫川圏域河川整備計画」の重点区域に位置づけ、計画を前倒しして実施すること。

河川に係る災害対策について

令和元年10月11日から13日にかけて、東日本に記録的な大雨をもたらした令和元年東日本台風は、各地で洪水や土砂崩れ、河川の決壊等、インフラや交通にも大きな影響を及ぼした。

東松島市においては、245ミリの累積雨量を記録し、市内を流れる一級河川である鳴瀬川は左岸の法面が崩れるとともに、同じく一級河川吉田川は水位が著しく上昇し、決壊には至らなかったものの、大変危険な状態となった。

このような災害から住民の生命財産を守り、安全安心な生活が送れるよう、水害常襲河川の解消に向けた整備を図ることが求められている。

よって、今次規模の災害が発生した場合においても、河川の決壊、越水が発生しないよう、下流部における鳴瀬川左岸堤防及び吉田川右岸堤防の強化・整備について特段の措置を講じるよう要望する。

水道事業に対する財政支援の拡充等について

安全で良質な水道水の確保や災害時の給水確保等、水道に対する市民の要求は高まる一方で、水道管の老朽化が進み、計画的な更新を行うにも巨額な資金が必要となることから水道管の更新が進まない状況にある。また、近年では、気候変動により災害が激甚化・頻発化していることから、老朽化した水道施設の耐震化を図ることは喫緊の課題となっている。

水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」において、重点的に取り組むべき対策に位置付けられているが、老朽化した水道管路緊急改善事業を活用した国庫補助については、対象を基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に限定されており、管路全体の延長の多くを占める配水支管は補助対象外となっている。需要者への水の供給に欠かすことのできない、重要な役割を持つ配水支管の老朽化対策は喫緊の課題であり、当該管路の更新を市町村の自主財源により行うことは財政的に困難な状況にある。

よって、水道事業に対する国庫補助事業について、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とするとともに、補助率の嵩上げを実施し、また、補助対象を配水支管まで拡大するよう要望する。

下水道事業高資本費対策の対象要件について

下水道事業は、先行して多額の建設費を投じ、これを使用料で回収する事業スキームとなっているとともに、建設期間が長期に亘る事業である。このため、地形及び地質条件等により建設費が割高になると、経営に大きな影響を与えるため、資本費負担を軽減することを目的として、一定要件を満たした場合に資本費の一部が交付税措置されている。

この高資本費対策の対象事業は、供用開始後30年未満の下水道事業と一律に規定されており、供用開始後、大規模な住宅開発等により数回に亘り処理区域を拡大するなど大規模な整備を行っている場合でも、30年目以降は高資本費対策の対象とはならない。一方、類似の制度として、上水道の高料金対策に要する経費の繰出基準があるが、供用開始後経過年数の制限はない。

昨今の景気低迷等に伴い、下水道使用料も伸び悩んでいるところであり、資本費の負担がますます難しい状況になっている。また、30年目以降を対象外とする当該規定については、合理性に問題があるとし、総務省においてすでに見直しに係る検討を行っていることから、地方自治体の下水道事業経営の健全性を確保し、下水道使用者の多大な負担を軽減すべく、供用開始後経過年数の制限を早期に撤廃するよう要望する。

被災した個々の宅地の迅速な安全確保と早期復旧のための支援制度等の構築について

令和元年東日本台風による大雨等、近年頻発する自然災害においては大規模な災害のほか、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発した。

大規模な災害への対応は既存の支援メニューがあるものの、個々の宅地被害についてはその条件を満たさないため、令和元年東日本台風による大雨の宅地被害においても、迅速な応急対策工事や復旧工事を施すことが困難な状況であった。

そのため、近年頻発する自然災害に備え、個々の宅地被害が発生した際、二次被害を防止し迅速な安全確保のため、所有者自らが行う応急対策工事と復旧工事のための支援制度を早期に構築することが必要である。併せて、老朽化した擁壁に対し、事前の対策を促しておくことで、防災・減災対策に繋がるものと考えている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自然災害により被害を受けた個々の宅地について所有者自らが行う応急対策工事や復旧工事のための、支援制度を構築すること。
- 2 自然災害に備えて所有者自らが行う防災・減災のための事前対策工事のための、支援制度を構築すること。

山間部への上水道普及に対する財政支援制度の創設について

近年の気候変動による井戸水への影響により、近い将来、井戸水さえも利用不可能、または利用に適さない状態になる恐れがある。このような中で、特に山間部では夏季に井戸水が渇水する家庭もあり、水質悪化も懸念されていることから、住民から水道水供給の要望がでている。

市内の給水区域は市内全地区としており、そのうちの水道未普及人口約800人に対して、公衆衛生の向上及び生活環境の改善等の観点から未普及地域の解消に努めているところである。しかしながら、山間部に点在した井戸水で生活する方へ水道水を供給するための配水管布設等の補助制度がなく、当該水道管の布設を市の自主財源のみでおこなうことは財政的に困難な状況にある。

よって、山間部への上水道普及に対する財政支援制度を創設するよう要望する。

県への要望書

県に係る要望一覧

	要望・決議事項	頁
県 へ の 要 望	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	1
	新型コロナウイルス感染症対策について	4
	原子力防災対策の充実強化等について	7
	地域医療の充実について	8
	医療費助成制度の充実強化について	10
	骨髄バンクドナー助成制度について	11
	不登校児童生徒対策の充実強化等について	12
	強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について	13
	みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	14
	国道398号の整備促進について	16
	県央地域の交通網の整備について	17
	県南地域の交通網の整備について	18
	三陸沿岸部の道路交通網の整備について	19
	仙台塩釜港(石巻港区)の整備促進について	20
	一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について	22
宮城県における水道事業の広域化推進について	23	

※網掛は今回新たに要望する事項及び趣旨を新たにした要望事項

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から10年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け、着実に歩みが進んでいる。

「集中復興期間（平成23年度～27年度）」、「第1期復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」の10年を通じ、地震・津波被災地域においては、国による大規模な公共投資は一段落し、本年3月9日に閣議決定された新たな復興の基本方針では、令和3年度～7年度の5年間は「第2期復興・創生期間」と位置付けられ、復興の総仕上げの段階とされている。

しかしながら、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、次の事項について、国に対して積極的に働きかけるよう要望する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、今後とも復興の進捗に応じ、財源を確実に措置すること。また、復興事業の加速化を進めているところであるが、今後は関連工事との工程調整等により復興・創生期間に完了しない一部のハード事業に加え、コミュニティの再生など新たなまちづくりの諸課題への継続した対応が必要なことから、被災規模や地域の実情に応じた復興まちづくりを実現するため、復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じるよう国に求めること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員による支援を継続するよう国に求めること。
- (2) 震災による PTSD を抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭も含めた加配の充実を図るよう国に求めること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和4年度以降も全額国費による支援を継続する

よう国に求めること。

- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うよう国に求めること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、防災集団移転元地の土地利用を推進できる新たな補助制度を創設するなど、令和3年度以降の財政措置について、国に求めること。

4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応するよう強く訴えること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分するよう求めること。

8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取り組む処理に対し国が柔軟な対応と十分な負担を行うよう求めること。

- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援に止まらず、国の責任において処分するよう求めること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応するよう求めること。
- (4) 原発被害をことさら福島県等に限定しないよう強くもとめること。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うよう求めること。また、原発事故に起

因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を国が責任をもって講じるよう求めるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を求めること。さらに、観光業の風評被害については、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう求めること。

- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、県が主体となり、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、捕獲現場で解体作業に従事する地元猟友会の負担が大きくなっていることから、解体せずに処分可能な減量化処理施設設置への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスによる感染症については、我が国でもワクチン接種が始まったものの、感染の収束は未だ見通せない状況にあり、国民生活に甚大な被害をもたらし続けている。

市民が日常生活を取り戻すためにも、医療・雇用・経済等の各分野における大胆かつ継続的、総合的な対策が必要であり、市町村が果たすべき役割は重要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

- (1)人口が集中する都市部においては、十分かつ迅速な接種機会確保のために要する経費が膨大なものとなることを踏まえ、必要な経費についてはその全額を国費で措置するよう国に働きかけけること。
- (2)ワクチンの安定的な供給体制を確立すること。
- (3)自治体が実施体制を構築するために必要な情報について迅速かつ具体的に提供すること。
- (4)国民に対してワクチンに関する正確な情報提供を通じて接種勧奨をはかるとともに、国民の生命及び健康を守るために主体的に取り組むこと。
- (5)新型コロナウイルスワクチンの接種に関し、医療スタッフの確保等で自治体間に差が生じないよう十分配慮すること。

2. 医療提供・検査体制の充実・強化

- (1)感染の封じ込めを行うためには、国・県・市町村間での情報共有が必須であることから、市町村への情報提供は速やかに行うこと。
- (2)一般医療機関への感染拡大を防止し、市民の安全・安心と地域医療を守るために、発熱初期段階から一般外来と分けて診察する発熱外来の設置が重要であるため、県内各ブロック単位（または各保健所（支所）圏域）で「地域外来・検査センター」の整備を推進するなど、必要な診療・検査体制の構築を行うこと。また、体制の構築に当たっては、市町村や郡市医師会と十分に調整を行うこと。
- (3)新型コロナウイルスの院内感染リスクに関する過剰な報道により、医療機関が風評被害等

により診療対応が不可能とならないよう、適正な報道の在り方について検討し、報道機関に対しコンプライアンスを遵守させること。

3. 医療資器材の確保等

(1)安全な医療提供体制維持のために、医療用マスクやガウン、手袋等の防護服や人工呼吸器等の医療用資器材が不足した場合、医療機関の求めに応じて必要な数量を確保できるようにすること。また、医療機関が医療用資器材を適正な価格で安定的に調達できるよう供給体制を確保すること。

特に感染症指定医療機関に対しては、優先的かつ安定的に必要な数が供給されるよう、万全の対策を講じること。

(2)救急搬送を担う救急隊等が使用するマスクや手指用消毒液、感染防止衣等の感染防止資器材については、これまで消防機関が調達し、隊員の感染防止策を講じてきたところであるが、感染拡大による対応の長期化に伴い、その経費が大きな負担となっていることから、感染防止資器材等の必要な数量確保のための財源措置を講じること。

4. 医療機関への財政支援

感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院では、病棟の一部の病床を感染症患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用とせざるを得ず、また、新型コロナウイルス感染症患者を診療したことによる風評被害のため患者が減少し、大幅な減収となってしまう。

一方、最前線で新型コロナウイルス患者の治療に従事する医師、看護師に対し、処遇改善を目的として、診療報酬上の評価が3倍に引き上げられたが、減収分を補うには至らない状況である。入院患者を受け入れる病床の確保への財政支援など一定の措置が行われているところではあるが、地域医療の実情に応じた更なるきめ細やかな財政措置を講じること。

5. インフルエンザ予防接種費用の助成

新型コロナウイルス感染症のワクチンは16歳未満が接種対象外であり、治療薬については存在しない。地域の医療機関の負担軽減のために、インフルエンザの罹患者を減らし重症化を予防する必要がある。よって、任意接種となっている若年層のインフルエンザ予防接種費

用の補助制度を創設すること。

5. 介護・福祉支援

在宅介護家庭において、介護の担い手が新型コロナウイルスに感染した際の介護サービスについて、あらかじめ県が協力事業者を確保するなどサービス確保に努めるとともに、事例発生時に適切な対応を行うこと。

6. 地域経済・雇用対策

震災から10年の節目に、令和3年4月から6ヶ月間、東北6県が合同で行う広域デスティネーションキャンペーン（東北DC）が開催され、NHK朝の連続テレビ小説は本県が舞台となるなど、東北に一層の関心が寄せられることとなる。豊かな自然が残る東北地方の魅力を内外に発信し、国内他地区に比べ、最低レベルにある入込客数の増大につなげるため、アフターコロナも見据え、各種の事業実施に当たって国及び県による特段の財政支援を講じること。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、大都市部での生活の脆弱性や危険性を改めて浮き彫りするに至った。一過性の観光振興策とすることなく、東北への移住定住の契機となり、真の地方創生が実現できるよう、併せて特段の措置を求める。

原子力防災対策の充実強化等について

東北電力女川原子力発電所の再稼働について、県は国からの要請に理解を表明した。

原子力防災対策は、東北地方太平洋沖地震時の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえれば、事故発生時の影響は広域に及ぶ可能性があるとともに、避難者の対応にあたっては県内の市町村が協力して実施する必要がある。

よって、原子力防災対策の充実強化等を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 広域避難計画の実効性をさらに高めるため、県が主体となって取り組むこと。
- 2 原子力災害時の防護措置について、避難や屋内退避の有効性等の考え方を、科学的根拠に基づき丁寧に分かりやすく広報すること。
- 3 市町村独自の原子力防災対策事業について十分な財政措置を講じること。特にモニタリングポストの設置等、防護対策のための資機材の整備・維持管理に係る財源措置を講じること。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏毎に見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。よって、地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療を始めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 県内の二次医療圏毎に医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 3 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。

また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、更なる啓発を行うこと。

- 4 各医療圏の連絡調整のため、基幹病院、消防機関、市町村等で構成する連絡会議を設置するとともに、夜間の初期救急の維持に主体的に取り組むこと。
- 5 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員

や医師に一定期間地域医療従事を義務付ける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。

また、「働き方改革」が叫ばれている中、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題と捉えた上で、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。

- 6 医師会付属看護学校の卒業生の多くは、地元への定着率も高く、地域医療の充実に大きく貢献しており、地域医療の維持・確保にとって非常に重要であるが、人口減少や少子化の影響等により生徒数が減少するなど厳しい経営環境にあることから、看護学校を安定的・継続的に運営していくための財政措置の充実を図ること。

医療費助成制度の充実強化について

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、独自に対象年齢を引き上げるなどの上乗せ助成が行われていることから、少子化対策に関する地域間格差が懸念される。制度にかかる費用については、本来の乳幼児医療費自己負担の5割、上乗せ助成部分は10割を市町村が負担しており、平成29年度からの宮城県の制度対象年齢の拡充も、各市町村が行っている上乗せ助成に比して十分なものとは言えず、依然として市町村の財政を圧迫している状況である。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

乳幼児医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付方式が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払い方式となっており、受給者にとって経済的負担となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 心身障害者医療費助成制度について、助成内容の充実強化を図ること。
- 2 市町村が行う乳幼児医療費助成事業への補助について、市町村が助成対象とする年齢に適合した基準を設けるとともに、受給対象者の所得制限の限度額を緩和すること。
- 3 母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度においても、助成金の支払方法を償還払いから現物給付方式に変更するよう、医療機関及び国保連合会に働きかけを行うなど、県全体の調整を図ること。

骨髄バンク ドナー助成制度について

厚生労働省において、白血病等の疾病の根治的治療法である造血幹細胞移植に用いるための骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業等については「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」によって適正な実施等について規定されており、同法第5条において、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の策定と実施する責務を有することが定められている。

現在、骨髄バンクドナー助成制度は47都道府県中26都府県で実施されており、ドナーの他、ドナーを雇用する企業に対して助成を行う自治体もある。

法の規定にもあるように、自治体が骨髄バンクドナー制度の推進を果たすべき役割を担っていることは十分認識しているが、厳しい財政状況の中、必要な財源を確保することは非常に困難である。

本県においては、個人への休業補償として助成を実施している市町村に対して、1/2を補助する制度が存在するが、今後、骨髄バンクドナーを社会全体で推進するためには、個人に対する休業補償のみならず、休業補償を行う事業者に対しても助成できる制度設計とすることが求められる。

よって、ドナーを雇用している事業者への支援が可能となる補助金を交付するよう要望する。

不登校児童生徒対策の充実強化等について

宮城県の児童生徒の不登校の出現率は、全国平均と比較してかなり高い状況にある。

このような中、県においては、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を実施し、不登校傾向にある児童生徒への初期対応や不登校児童生徒への自立支援を学校等と連携し、学校外における児童生徒の学校復帰支援体制の構築に対し市町村の支援を講じているところである。

しかし、現行の支援制度は、官民の連携や事業実施の効率的実施という観点においては、その運用に弾力性が欠けるところがあり地域の実情による多様な事業実施の選択肢を制限している状況である。

また、東日本大震災みやぎこども育英基金を財源とした事業ということで財源の枯渇により補助金が減額されていく予定とのことである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の実施においては、地域の実情に応じて、官民連携が可能となるよう補助事業の要件を緩和すること。
- 2 みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の事業実施期間を延長し、市町村において継続的かつ計画的に児童生徒への支援が可能となるよう、育英基金という財源にこだわらず、必要な措置を講ずること。

強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。また、平成29年には大崎地域の「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、世界農業遺産に認定され、世界に誇る地域資源を未来につなぐ取り組みを行っているところである。

今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。とりわけ、農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算における安定的な財源の確保を要望する。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し且つ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

今後、強い農業づくりを推進する上で生産環境の整備とともに鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、県が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握に努め、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施するよう要望する。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本である。加えて、富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熟望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられたこともあり、その重要性はますます大きくなっている。

現在、Ⅲ期区間（佐沼工区）については、復興財源により加速度的に重点的な整備が行われており、通常事業として連結許可された、みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジについては、平成30年度に事業着手したところであるが、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

一方、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫自動車道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特に、Ⅴ期区間（北方バイパス区間）の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られ、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする（仮称）栗原インターチェンジの早期整備を図ること。

- 2 県北地域の高速交通体系におけるミッシングリンクの解消に向け、V期区間（北方バイパス区間）の整備について早期事業化を図ること。
- 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に対して重点的な予算配分を図ること。

国道 398 号の整備促進について

国道 398 号は、宮城県石巻市を起点とし三陸沿岸地域から内陸部を経て秋田県由利本荘市に至る、太平洋と日本海を結ぶ幹線道路で、東北縦貫自動車道や湯沢横手道路につながるアクセス道路として機能しており、宮城・秋田両圏域の文化・経済交流はもとより、産業振興などにも大きく寄与している重要路線である。平成 23 年 7 月には栗駒山を中心とした豊かな自然資源、動植物、温泉、歴史と文化など多彩な観光資源を有する秋田県湯沢市、宮城県栗原市、岩手県一関市及び秋田県東成瀬村の 3 市 1 村により「ゆっくりひとめぐり栗駒山麓連絡会議」を設立し、観光振興について、県域を越えて広域的に連携して地域の活性化に取り組んでいる。

宮城・秋田の県境区間は、山間豪雪地域のため冬期期間通行止めとなることから、産業活動に大きな影響を及ぼし、地域経済振興の阻害要因となっている。平成 23 年に発生した東日本大震災においては、道路は、救援活動や物流面で、まさに国民の命と生活を守る重要な社会基盤であることが再認識されたところであるが、冬期閉鎖は、緊急時の災害対応への重い足かせとなっている。

よって、冬季期間通行止めとなる宮城県栗原市花山から秋田県湯沢市皆瀬までの区間について通年通行が確保できるよう、道路整備に係る予算を十分確保した上で、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 雪崩の発生する可能性が高い区間における防雪対策など、安全な通行を確保するための対策を講じた上で、冬季通行止めとなる区間について通年通行ができるよう、調査・検討を推進し、早期実現を図ること。
- 2 未改良区間及び自歩道の未整備区間の道路整備を図ること。

県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

都市計画道路宮沢根白石線は、仙台市若林区河原町地区から南光台地区を経て、富谷市を経由して仙台市泉区寺岡地区に至る幹線道路であり、公共交通を中心とする交通体系や災害時の緊急輸送道路、そして、都市活動を支える道路ネットワークとして各地区を有機的に結ぶ幹線道路であり、国道4号等の渋滞緩和や公共交通の利便性向上が期待される。

また、県道大衡仙台線（都市計画道路北四番丁大衡線）は、大衡村の国道4号を起点として大和町を通り、仙台市青葉区の国道48号に至る路線であり、大和町と仙台市中心部を結ぶ区間の整備が完了したことにより、国道4号や県道仙台泉線などの補完的機能を有するなど、仙台都市圏の交通体系の骨格を形成する幹線道路である。しかしながら、国道4号へ連絡する道路は、富谷市以北においては団地内の既存道路が主であることから、交通渋滞が懸念されている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 都市計画道路宮沢根白石線の未整備区間である富谷市明石地内の整備を早急に行うこと。
- 2 地域高規格道路の候補路線として検討されている仙台北部道路富谷インターチェンジ（国道4号）から西に延びる自動車専用道路について、県道大衡仙台線までの区間の整備を行うこと。

県南地域の交通網の整備について

県南地域は、山形県、福島県と県境を接し、交通の要衝として、藩政時代より南の玄関口として栄えている。また、東北で唯一の国管理空港である仙台空港を有することから、本県のみならず、東北の玄関口としてその存在感は増している。しかしながら、日本海側での大規模災害による被災に対して、仙台空港と日本海側を結ぶ緊急輸送路が脆弱である。

また、令和元年に発生した東日本台風では、県南地域の各地において、河川の氾濫や道路の寸断が発生し、住民生活に多大なる被害をもたらしており、今なお、復旧工事に努めているところである。したがって、災害時における緊急避難路や救援・救護道路の整備の観点からも、県南地域の交通網の整備が求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北縦貫自動車道及び国道 4 号と常磐自動車道及び国道 6 号を連結する広域道路（交流促進型）を地域高規格道路として、早期に整備すること。また、環太平洋経済圏と環日本海経済圏の交流促進を図るため、新潟、山形、宮城及び福島 of 各県を結ぶ国道 113 号を早期に整備すること。併せて、国道 113 号と一般県道佐倉北郷線の交差部が円滑に通行が可能できるとなるよう改良を行うこと。
- 2 国道 349 号の主要地方道路白石柴田線との接合部分では、国道 349 号が従道路となっているため、通勤時間帯において、渋滞を引き起こしていることから、国道 349 号を主道路とする改良工事を行うこと。また、福島県境までの道路拡幅整備を県管理から国による直轄権限代行事業として、早急に行うこと。併せて、歩道未整備区間においては、歩行者、自転車通行者が安全に通行できるよう自歩道の早急な整備を行うこと。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道 284 号は、平成 31 年 4 月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「平泉の文化遺産」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたリダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

県最北端に位置する唐桑地区では、東日本大震災の際に至る所で道路が寸断され、長期間孤立状態が続くなど、災害時や緊急時の輸送路・搬送路に関して、常に交通上の支障の発生が危惧されることから、唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化が強く望まれている。

また、この未整備区間においては、これまでたびたび雪による通行止めや昨年 4 月に発生した国道 45 号の法面崩落事故に伴う渋滞など、事故や災害のたびに通行に大きな支障が生じており、全面改良を前提とした待避所の設置などの対策工事が、安全・安心な地域の生活路線の確保として、喫緊の課題となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- 2 唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化を図ること。併せて、完成までの応急対策として、未整備区間に待避所等を設置し道路交通環境の改善を図ること。

仙台塩釜港（石巻港区）の整備促進について

仙台塩釜港（石巻港区）は、東北地方における紙・パルプ、木材、飼料等の生産、供給拠点であり、本県北部の産業振興に大きく寄与するとともに、石巻圏域の雇用を支える重要な場所である。

震災以降、石巻地域をはじめとした本県沿岸部の人口減少は著しく、特に若者の首都圏及び仙台圏への流出が大きな課題となっている。若者の流出抑制には、雇用の安定した維持・確保が必要であり、地域経済の拠点である石巻港区に立地する企業各社が競争力を強化し、更なる成長を果たしていくためには、港湾機能の一層の強化が必要不可欠である。

また、震災を教訓とし、全ての方々が安心して港を利用するための環境整備のほか、有事の際には、防災拠点としての機能を併せ持つ「災害に強いみなとづくり」の実現が重要である。

さらに、地域経済の活性化と交流人口の拡大に繋がるクルーズ船の誘致は、地方創生を推進する重要な手段の一つであるが、新型コロナウイルス感染拡大によるクルーズ船の運航中止が相次ぎ、当地域への訪日観光客は大幅に減少していることから、事態収束後には、特に大きな打撃を受けた観光産業を早期に復活させるため、これまで以上にクルーズ船の誘致活動を推進するとともに、受入環境の整備が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 仙台塩釜港（石巻港区）と企業各社が更なる発展を遂げるため、港湾整備に必要な予算を確保すること。
- 2 入港する船舶の大型化や企業動向など、港湾を取り巻く環境の変化に対応するため、航路・泊地の更なる水深確保、大水深岸壁の整備などに向けた、日和埠頭、雲雀野南埠頭などの港湾計画変更に向けた検討を行うこと。
- 3 仙台塩釜港の港湾機能の一層の強化のため、石巻港区の新たな港湾利用について調査・検討を行うこと。
- 4 新型コロナウイルス収束後のインバウンド(クルーズ船) 誘致に向けた支援を行うこと。

- 5 クルーズで訪れる観光客に対する質の高いサービスの提供に向け、天候の影響を受けないクルーズターミナルビルを雲雀野北地区に整備すること。

一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について

治水は、市民の生命、財産を守る上で最も重要な施策であり、安全・安心な地域づくりに欠くことができない。

迫川流域の治水対策は、昭和7年に着手し、長沼ダム整備事業を基幹として着実に整備が進められているものの、平成14年7月の台風6号の集中豪雨では、二迫川は堤防決壊、迫川は堤防越流するなど、周辺家屋や農地への洪水被害は甚大であった。

近年、台風の大型化や気候変動の影響を受け、大雨による河川氾濫や浸水などが増加傾向にあり、最近では、平成21年10月の台風18号や平成25年7月の集中豪雨、さらには、平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年10月の令和元年東日本台風による大雨により甚大な被害が発生し、住民の生活及び事業者の活動にも多大な影響を及ぼした。

よって、今後さらに発生する集中豪雨などの自然災害に対処するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 長沼ダムが供用を開始し、その機能が十分発揮されたことを受け、その上流域全般の河川を「迫川圏域河川整備計画」の重点区域に位置づけ、計画を前倒しして実施すること。
- 2 花山ダムや栗駒ダムの堆積土砂について、洪水調整や利水補給機能に影響を与えないよう、継続的に土砂撤去を行うなど貯水池の適切な運用に努めること。
- 3 中州への土砂堆積や支障樹木が発生することのないよう、土砂浚渫や支障樹木の撤去など適切な維持管理による通水能力の確保に努めること。
- 4 本流と支流の合流地点での破堤や越流による被害が多発したことから、河川合流地点の堤防の点検と築堤や護岸整備などの機能強化を早急を実施すること。

宮城県における水道事業の広域化推進について

現在の水道事業は、水需要の減少による収入の減少と、施設の老朽化による更新という問題を抱え、経営環境は厳しさを増している。各自治体の水道事業では、安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるための経営努力を続けているが、特に山間部を含む給水人口5万人以下の小規模事業では、将来的に事業存続が極めて困難になることが予測される。しかし、厳しくなることが分かっているにもかかわらず、そもそも小人数しかいない水道職員では、日常業務で手一杯なのが現実である。

このことに対処し、給水を継続し住民の生活を守るためには、水道事業の規模拡大による基盤強化しか選択肢はないと考えられる。例として、岩手県で平成26年に広域統合を行った岩手中部水道企業団は、用水供給事業を行っていた旧企業団と、北上市などの2市1町による4事業体で立ち上げたものである。広域化により水源の相互融通による施設の効率的な運用、財政力・資金力の強化、人材の確保と技術の継承などが可能になったとされている。

宮城県では水道事業広域化連携検討会を設置し、水道基盤強化計画策定に向けた広域化シミュレーションを行った。今年度は先進事例の取組みを支援し、広域連携の姿を設定したいとしているが、小規模水道事業の体力は年々減少しており、検討に時間をかける余裕は無くなりつつある。小規模事業体の広域化については、県の強力なリーダーシップが必要であり、用水供給事業の仙南・仙塩広域水道を中心とした、広域統合による企業団設立の可能性も含め、広域化に向けた検討を具体的かつスピードアップして進めるよう要望する。